

五洋食品産業株式会社 第3回無担保社債（2年債）募集要項

本要項は、五洋食品産業株式会社、（以下「会社」という。）が平成25年8月16日に発行する第3回無担保社債（以下「本社債」という。）にこれを適用する。

第1条 本社債の条件は、下記のとおりとする。

- | | |
|-------------------|-------------------|
| (1) 会社の商号 | 五洋食品産業株式会社 |
| (2) 募集社債の総額 | 金 14,700,000 円 |
| (3) 社債の形式 | 無担保社債 |
| (4) 各募集社債の金額 | 金 300,000 円の1種 |
| (5) 社債の払込金額（発行価額） | 額面 100 円につき 100 円 |
| (6) 償還金額 | 額面 100 円につき 100 円 |
| (7) 利率 | 年 3.0% |
| (8) 償還方法及び期限 | |

本社債の元金は、平成27年8月31日にその全額を償還する。

(9) 利息の支払方法及び期限

- ① 本社債の利息は、払込期日の翌日から償還期日までこれをつけ、平成25年11月30日を第1回の利息支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年5月及び11月の各末日にその日までの前半箇月分を支払う。
- ② 利息を支払うべき日が銀行休業日にあたる時は、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。
- ③ 繰上償還など半箇年に満たない期間につき利息を支払うときは、1箇年を365日として日割をもって計算する。
- ④ 償還期限後は、利息をつけない。

(10) 第三者譲渡の方法及び譲渡制限

- ① 社債権者は、満期日前に一括譲渡以外の方法によって社債を譲渡することはできない。また、一括譲渡する場合においても、取締役会の承認を受けるものとする。
- ② 譲渡価格は利息の付された経過期間を考慮して、当事者間の合意によって決定するものとする。

(11) 社債券の発行 本社債は社債券を発行しない。

(12) 物上担保または保証 本社債には物上担保及び保証は付されていない。

(13) 財務上の特約 「担保提供制限条項」が付されている

(14) 元利金支払場所 糸島市多久819番地2

五洋食品産業株式会社

(15) 社債元利金請求権 社債の請求権は10年を経過するとき時効に因って消滅する。

の事項（会社法 利息の請求権は5年を経過するとき時効に因って消滅する。

第701条）

(16) 申込期間 平成25年7月16日から平成25年8月9日まで。ただし、申込額が募集額に達したときは期間中であっても申込みを締め切るものとする。

(17) 募集方法 一般募集

本社債の応募額が発行価額の総額を超過する場合は、応募順に本社債を割当て発行する。応募額が発行価額の総額を超過する部分に対しては本社債を発行しない。

(18) 払込期日 平成25年8月16日

(19) 払込銀行 株式会社西日本シティ銀行 比恵支店 普通預金 No.1173674

口座名義人 ゴヨウシヨクヒンサンギョウ（カ）

(20) 申込取扱場所 糸島市多久819番地2

五洋食品産業株式会社

(21) 社債管理者 本社債は会社法第702条但し書きの条件を満たすので社債管理者は設置しない。

第2条 本社債の移転は、取得者の氏名および住所を社債原簿に記録しなければ本要項に基づく権利を会社に主張できない。

第3条 本要項に基づく通知は、社債原簿に記載された本社債権者の住所宛に書面をもって行うものとする。

第4条 金融商品取引法第23条13第3項に基づく告知内容は、下記の通りとする。

(1) 金融商品取引法第4条第1項の届け出がないこと

今般の取得の申込の勧誘は、発行価額の総額が1億円未満であるため金融商品取引法第4条第1項5号の定めにより、その発行に関し、金融商品取引法第4条第1項による届出は行われていない。

(2) 一括譲渡以外の譲渡禁止の旨

社債権者は、満期日前に一括譲渡以外の方法によって社債を譲渡することはできない。また、一括譲渡する場合においても、取締役会の承認を受けるものとする。

本要項に定められた事項につき変更の必要が生じたときは、本社債権者と会社は合意のうえ、その都度これに関する契約を締結し、その契約は本要項と一体をなすものとする。